

令和3年度
沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の概要

令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の概要

(単位:億円)

歳入	R3年度 決算額	R2年度 決算額	増減額	備考(増減要因など)
前期高齢者交付金	291	258	33	算定対象医療費及び前期高齢者割合の増 (支払基金→県)
国庫支出金	719	702	17	・療養給付費等負担金:▲7.5億円 ・調整交付金:+21億円
繰入金	143	122	21	・財政安定化基金繰入金:+17億円
国保事業費納付金	475	508	▲ 33	・納付金の減 ▲33億円(市町村→県)
繰越金	36	0※2	36	・令和2年度剰余金からの繰越金:+36億円
その他	9	14	▲ 5	・保険給付費等交付金返還金:▲5億円 (市町村→県)
合計	1,674	1,604	70	

歳出	R3年度 決算額	R2年度 決算額	増減額	備考(増減要因など)
保険給付費等交付金	1,267	1,209	58	・普通交付金:+62億円(保険給付費の実績増) ・特別交付金:▲4億円(県→市町村)
後期高齢者支援金	236	231	5	(県→支払基金)
介護納付金	99	100	▲ 1	(県→支払基金)
特別高額医療費共同 事業拠出金	3	2	1	(県→国保中央会)
諸支出金	46	24	22	・療養給付費等負担金償還金:+21億円(県→国)
その他	9	2	7	・財政安定化基金積立金:+7億円(令和元年度に取り崩した基金を市町村から積み立て金)
合計	1,659	1,568	91	

収支差	15	36	▲ 21	保険給付費の実績増に伴う翌年度国庫返還の減
-----	----	----	------	-----------------------

※1 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

※2 R元年度の収支差は、1,702万5,816円の黒字であり、R2年度繰越金として計上されている。

用語解説

用語	内容
前期高齢者交付金	平成20年の高齢者医療制度改革で導入された、前期高齢者（65歳～74歳）のための財政調整制度に係る交付金であり、前期高齢者加入率が国内全保険者平均を上回る保険者に対して交付される。 保険給付費等交付金の財源とするため、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける。
調整交付金	普通調整交付金：都道府県間の所得水準を全国レベルで調整するために、国から交付される。 特別調整交付金：20歳未満の被保険者数に着目するなど、都道府県及び市町村の特別な事情を考慮して交付される
県繰入金	保険給付費等交付金、国民健康保険運営事務費等の財源とするため、保険給付費等の9%相当分を県一般会計から繰り入れるものである。
国保事業費納付金	保険給付費等交付金の財源とするため、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を「国民健康保険事業費納付金」として市町村が県に納付するもの。
保険給付費等交付金	普通交付金：市町村が保険給付に要した費用を全額交付する 特別交付金：市町村の個別の事情に着目した財政調整を行うために交付するもの。
後期高齢者支援金	平成20年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療に係る財源として、国保を含めた各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。
介護納付金	40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、介護保険の給付費に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。
特別高額医療費共同事業拠出金	共同事業費拠出金は、特別高額医療費共同事業における各都道府県拠出金に要する経費である。 特別高額医療費共同事業とは、レセプト1件当たり420万円を超える医療費が発生した保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業で、国保中央会が各都道府県から拠出金を集め、レセプト1件当たり420万円を超える医療費のうち、200万円を超える額の10分の2を対象として、財源を再配分する
財政安定化基金	沖縄県国民健康保険財政安定化基金は、国民健康保険の財政の安定化を図るため災害や予期せぬ給付増や保険料（税）収納不足により財源不足となった場合に備えるために設置されたもの。 県の国保特会の財政を安定化させるための取り崩しや、特定の市町村に対する貸付・交付を行う。なお、基金の取り崩し等を実施した場合は、その分が翌々年度の納付金に上乗せされる。

平成30年度（制度改革）以降 国保財政イメージ

